

平成 23 年 5 月 11 日・18 日

笹尾 一洋

● はじめに（自己紹介）

商工組合中央金庫入庫、経済産業省出向、金融庁出向（現職）

● 商工中金での経験

- ・ 中小企業金融専門の全国金融機関（非上場、9兆円バンク、商工組合中央金庫法）
- ・ 民営化後も政策金融機関として貢献（リーマンショック、東日本大震災）
- ・ 法人融資の営業現場エピソード（真のリレーションシップバンキング＝やりがい）

● 経済産業省での経験 《初めての出向、商務流通G取引信用課》

- ・ 産業金融での貢献（ABLも電子記録債権もきっかけは経済産業省）
- ・ クレジットの個人情報保護と信用情報機関
- ・ 流動化証券化とは／リーマンショックとは

● 金融庁での経験 《2回目の出向、監督局総務課》

【中小企業金融】

- ・ 中小企業金融円滑化法成立／施行（21年12月）
 - ーリーマンショックでのCP社債市場ストップ→間接金融（融資）シフトへ
 - ー信用保証制度（保証割合100%→80%→100%へ、緊急保証制度）との連携
 - ーできる限り条件変更に応じるよう努める、実績の開示・報告義務
- ・ 同法の1年延長と監督指針改正（23年3月）**別添**
- ・ 地域密着型金融とリレーションシップバンキング（地域金融機関のビジネスモデル）
 - ーコンサルティング機能の発揮促進、金融規律の回復
- ・ 貸金業法完全施行（上限金利、過払金請求、中小零細事業者への影響）
- ・ ABL（動産担保融資）の普及と課題
- ・ 中堅/中小企業のアジア地域等への進出支援
 - ーアジアの経済成長→販路拡大ニーズ増加、メガバンクと地域金融機関

【東日本大震災対応】**別添**

- ・ 震災当日の動き（被害状況把握、要請文発出）
- ・ 復旧に向けた取組み（預金払出、手形処分猶予など）
- ・ 広報（情報をいかに伝えるか）の重要性
- ・ 復興のための資金供給の必要性

● おわりに

- ・ ファイナンス（とくに間接金融＝融資）→信用創造機能、セーフティネット
- ・ 政府（金融庁）の役割とは、金融機関とは
- ・ お金を借りること、貸すこと

ⁱ 本講義は、あくまで自らの経験を通じて感じた私人としての個人的見解を述べたもの。

中小企業金融円滑化法が、 平成24年3月31日まで延長されました！

東日本大震災の影響を直接・間接に受ける中小企業は、経営再建計画の策定や実行に困難を伴う場合があります。金融機関によるコンサルティング機能の発揮により、経営課題の把握・分析、解決策の提案・実行、継続的なモニタリング、経営相談等を行うことが期待されています。

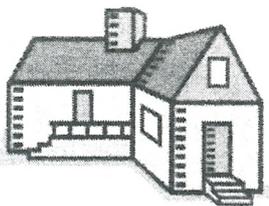
東日本大震災の影響を直接・間接に受ける中小企業は、経営再建計画の策定や実行に困難を伴う場合があります。金融機関によるコンサルティング機能の発揮により、経営課題の把握・分析、解決策の提案・実行、継続的なモニタリング、経営相談等を行うことが期待されています。



金融機関による コンサルティング機能の発揮について

金融機関には、

- ①取引先の経営課題の把握、分析
 - ②経営課題の解決策の提案、経営再建計画の策定支援
 - ③解決策の実行、継続的なモニタリング、経営相談等
- といった、「コンサルティング機能」を発揮して、中小企業の経営支援を行うよう求めています。



貸出条件変更特例（不良債権）について

中小企業が、条件変更等を行う際、経営再建計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定できる見込みがあれば、今後も不良債権となりません。

また、東日本大震災の影響により、直ちに計画を策定できない場合の特例も講じています。

【東日本大震災への対応】

同震災の影響を直接・間接に受けておられる方々のお問合せ先として金融庁・財務局に専用相談窓口等を設置しております。詳細は裏面をご参照下さい。

☆政府は、東日本大震災で、被災された中小企業等の皆様のため、金融機関に対し、以下の要請を行っておりますので、まずは、お取引先金融機関にご相談下さい。

- 今回の災害の影響を直接、間接に受けている中小企業の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。
借入申込み時の提出書類等も必要最小限のものとする事。
- 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしなないこと。
(注)手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載及び取引停止処分)は猶予されず。
- 預金の払戻しについて、通帳・カードを紛失した場合でも、弾力的かつ迅速な対応を行うこと。
- 保険金の支払いについて、できる限り迅速に行うこと(損害保険・生命保険)。

☆金融庁・東北財務局等において、以下の「相談窓口」等を設置しております。

- 金融庁 金融サービス利用者相談室(月～金(祝日を除く)午前10時～午後16時)
: 0570-016811(ナビダイヤル)、03-5251-6811(IP電話、PHS用)
- 東北財務局の金融相談窓口
(月～金(祝日を除く)午前9時～午後5時45分、当分の間、土日祝も受付)
: 022-721-7078(専用ダイヤル)
- 各財務事務所の相談窓口
(月～金(祝日を除く)午前8時半～午後5時15分)
 - ・青森財務事務所 理財課: 017-722-1463(直通)
 - ・盛岡財務事務所 理財課: 019-625-3353(直通)
 - ・秋田財務事務所 理財課: 018-862-4193(直通)
 - ・山形財務事務所 理財課: 023-641-5178(直通)
 - ・福島財務事務所 理財課: 024-535-0303(直通)
 - ・水戸財務事務所 理財課: 029-221-3188(代表)

☆金融機関の相談窓口、金融庁・金融機関の対応等の最新情報は、以下のインターネット(パソコン・携帯)からご覧になれます。(金融庁HP)

- <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html> (パソコン)
- <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html> (携帯)

